

第5章 不当労働行為事件の審査等

1 不当労働行為事件の審査

(1) 概要

令和2年の不当労働行為事件の審査状況をみると、年初来、係属事件が前年繰越しの2件で推移していたが、11月及び12月に新規申立てが各1件あり、年間の係属件数は4件となった。一方、終結件数は1件のみで、同事件は一部救済命令で終結した。

ア 取扱状況

係属した事件は、前年からの繰越しが2件、新規申立てが2件の計4件、終結件数は1件で、次年への繰越しは3件となった。

表1 取扱状況

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越し	新規申立て	計		
28		1	1	2	2	-
29		-	6	6	1	5
30		5	3	8	4	4
31・元		4	2	6	4	2
2		2	2	4	1	3
	計	12	14	26	12	14
	平均	2.4	2.8	5.2	2.4	2.8

イ 新規申立状況

(7) 月別状況

新規申立事件を月別にみると、11月及び12月にそれぞれ1件の申立てがあった。

表2 月別申立件数

(単位：件)

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		28	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	2	6
30	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3
31・元	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
	計	-	-	1	2	2	3	2	-	-	-	1	3	14
	平均	-	-	0.2	0.4	0.4	0.6	0.4	-	-	-	0.2	0.6	2.8

(イ) 申立人別状況

新規申立事件を申立人別にみると、新規申立ての2件は、いずれも組合による申立てであった。

表3 申立人別申立件数

(単位：件)

年	区分	組 合	個 人	組合・個人	計
28		1	-	-	1
29		6	-	-	6
30		2	-	1	3
31・元		1	-	1	2
2		2	-	-	2
計		12	-	2	14
平均		2.4	-	0.4	2.8

(ウ) 労働組合法第7条該当号別状況

新規申立事件を労組法第7条の該当号別にみると、申立てがあった2件のうち、1件は1号(不利益取扱い)及び3号(支配介入)、1件は2号(団体交渉拒否)に関するものであった。

表4 労組法第7条該当号別申立件数

(単位：件)

年	区分	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	1・2・3号	1・3・4号	計
28		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
29		-	1	2	-	1	-	-	1	1	-	6
30		-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	3
31・元		-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
2		-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
計		-	3	2	-	1	3	-	2	3	-	14
平均		-	0.6	0.4	-	0.2	0.6	-	0.4	0.6	-	2.8

(I) 産業別状況

新規申立事件を産業別にみると、運輸業・郵便業及び公務がそれぞれ1件であった。

表5 産業別申立件数

(単位：件)

年	区分	製造業	情報 通信業	運輸業 ・ 郵便業	教育 ・学習 支援業	医療 ・ 福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	公務	計
28		-	-	-	-	-	1	-	1
29		1	-	1	1	-	2	1	6
30		-	1	-	1	-	1	-	3
31・元		1	-	-	-	1	-	-	2
2		-	-	1	-	-	-	1	2
計		2	1	2	2	1	4	2	14
平均		0.4	0.2	0.4	0.4	0.2	0.8	0.4	2.8

(注) 区分は、日本標準産業分類の大分類に準拠したものである。

(カ) 企業規模別状況

新規申立事件を企業規模別にみると、従業員100～499人及び従業員1,000人以上がそれぞれ1件であった。

表6 企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	計
	28	1	-	-	-	-
29	-	2	1	1	2	6
30	-	1	1	-	1	3
31・元	1	1	-	-	-	2
2	-	-	1	-	1	2
計	2	4	3	1	4	14
平均	0.4	0.8	0.6	0.2	0.8	2.8

ウ 終結事件の状況

(7) 終結状況

係属した4件のうち終結したものは1件で、一部救済命令によるものであった。

表7 終結状況

(単位：件)

区分 年	取 下 げ・和 解				命 令・決 定					計
	取下げ	無関与 和解	関 与 和解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	
28	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2
29	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1
30	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4
31・元	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4
2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
計	-	1	5	6	2	2	2	-	6	12
平均	-	0.2	1.0	1.2	0.4	0.4	0.4	-	1.2	2.4

(イ) 終結率

終結率は、11月及び12月に新規申立てがあったこともあり、25.0%と例年を下回った。

表8 終結率

(単位：%)

区分 年	終 結 率	終 結 事 由 別 構 成 比		
		取 下 げ	和 解	命 令・決 定
28	100.0	-	50.0	50.0
29	16.7	-	100.0	-
30	50.0	-	50.0	50.0
31・元	66.7	-	50.0	50.0
2	25.0	-	-	100.0
平均	46.2	-	50.0	50.0

- (注) 1 終結率＝終結件数÷係属件数×100.....表1及び表7参照
 2 平均は、5年間の加重平均である。

(ウ) 終結事件の処理日数

総平均処理日数は647日で、例年より増加しているが、これは終結事件が1件であり、同事件が命令による終結で、取下げ・和解により終結した事件がなかったことと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が出され、4月に予定していた審問手続を2箇月後に延期したこと等によるものである。

表9 終結事件の処理日数

(単位：件、日)

区分 年	取 下 げ・和 解						命 令・決 定					総平均 処 理 日 数	
	平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					
		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上	731 日 以 上		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上		731 日 以 上
28	44	1	-	-	-	-	526	-	-	-	1	-	285
29	187	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	187
30	236	-	1	1	-	-	440	-	-	-	2	-	338
31・元 2	342	-	-	1	1	-	640	-	-	-	1	1	491
	-	-	-	-	-	-	647	-	-	-	1	-	647
計		1	1	3	1	-		-	-	-	5	1	
平均	231.0	0.2	0.2	0.6	0.2	-	555.5	-	-	-	1.0	0.2	393.3

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

表10 命令・決定事件の審査段階別処理日数

(単位：日、回)

年	事件名	審査段階		申	第	第	最	最	第	第	結	結	命	総	
		立	↓	立	↓	立	↓	立	↓	立	↓	立	↓	立	↓
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
28	Y 会社	73		209(5)		61		84(2)		99		526			
29	-	-		-		-		-		-		-		-	
30	Y 会社	66		111(3)		62		78(3)		83		400			
	Y 会社	39		179(4)		69		85(2)		108		480			
31 ・ 元	Y 会社	50		148(4)		140		69(2)		65		472			
	Y 府	50		475(7)		79		78(2)		126		808			
28～31・元年平均		55.6		224.4(4.6)		82.2		78.8(2.2)		96.2		537.2			
2	Y 会社	87		243(4)		146		67(3)		104		647			
2年の平均		87.0		243.0(4.0)		146.0		67.0(3.0)		104.0		647.0			
28～2年平均		60.8		227.5(4.5)		92.8		76.8(2.3)		97.5		555.5			

- (注) 1 () 内数字は、調査又は審問の回数である。
 2 事件名欄の配列は、命令・決定を交付した順である。
 3 処理日数の平均は、加重平均である。

(イ) 不服の状況

令和2年に交付された命令1件（一部救済）に対して、使用者側から再審査申立てがあった。

表 11 命令に対する不服状況

(単位：件)

区分 年	命令	左に対し提起された再審査・行訴の件数				
		労働者提起			使用者提起	
		再審査	行訴	再審査・行訴	再審査	行訴
28	1	-	-	-	1	-
29	-	-	-	-	-	-
30	2	1	-	-	1	-
31・元	2	-	-	-	1	-
2	1	-	-	-	1	-
計	6	1	-	-	4	-

エ 調査・審問等の実施回数

審問等実施回数は前年を下回った。これは、係属事件数が減少したことが、主な要因である。

表 12 調査・審問等実施回数

(単位：回)

区分 年	調査	審問	合議	和解	計
28	-	2	4	-	6
29	11	2	-	8	21
30	22	3	6	24	55
31・元	6	4	6	11	27
2	4	5	2	7	18
平均	8.6	3.2	3.6	10.0	25.4

オ 実効確保の措置勧告の申立状況

令和2年中に審査の実効確保の措置勧告を求める申立てはなかった。

カ 物件提出命令の申立状況

令和2年中に物件提出命令を求める申立てはなかった。

キ 年別取扱い・処理状況

年別の新規申立件数・係属件数の推移は、図1の1、取下げ・和解及び命令・決定件数の推移は、図1の2のとおりであり、いずれの件数も漸減傾向にある（年別の件数の内訳は後掲表13を参照）。

最近10年間の終結事件39件の内訳は、図2の下表のとおりであり、取下げ・和解が19件で、終結事件全体の48.7%を占め（その内訳は、無関与和解2件、関与和解17件）、命令・決定は20件で、全体の51.3%を占めており（その内訳は、全部救済2件、一部救済10件、棄却8件）、命令・決定の占める割合が、図2の上表の昭和24年から令和2年までの終結件数における割合（32.2%）に比べて大きくなっている。

図1の1 新規申立・係属件数の推移

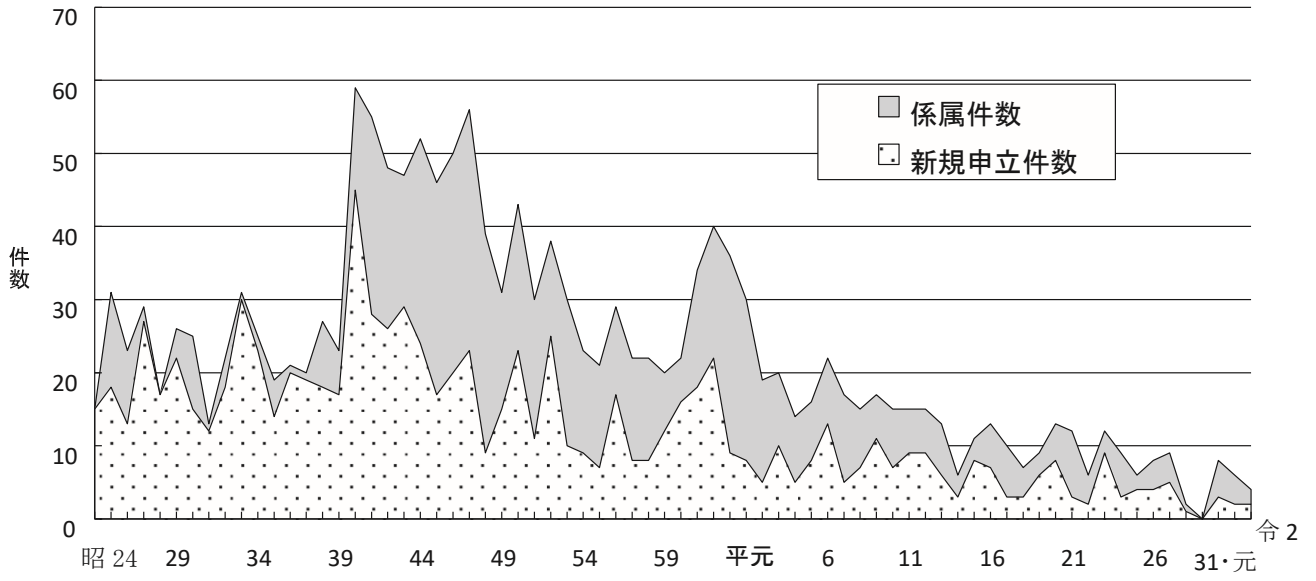


図1の2 取下げ・和解及び決定件数の推移

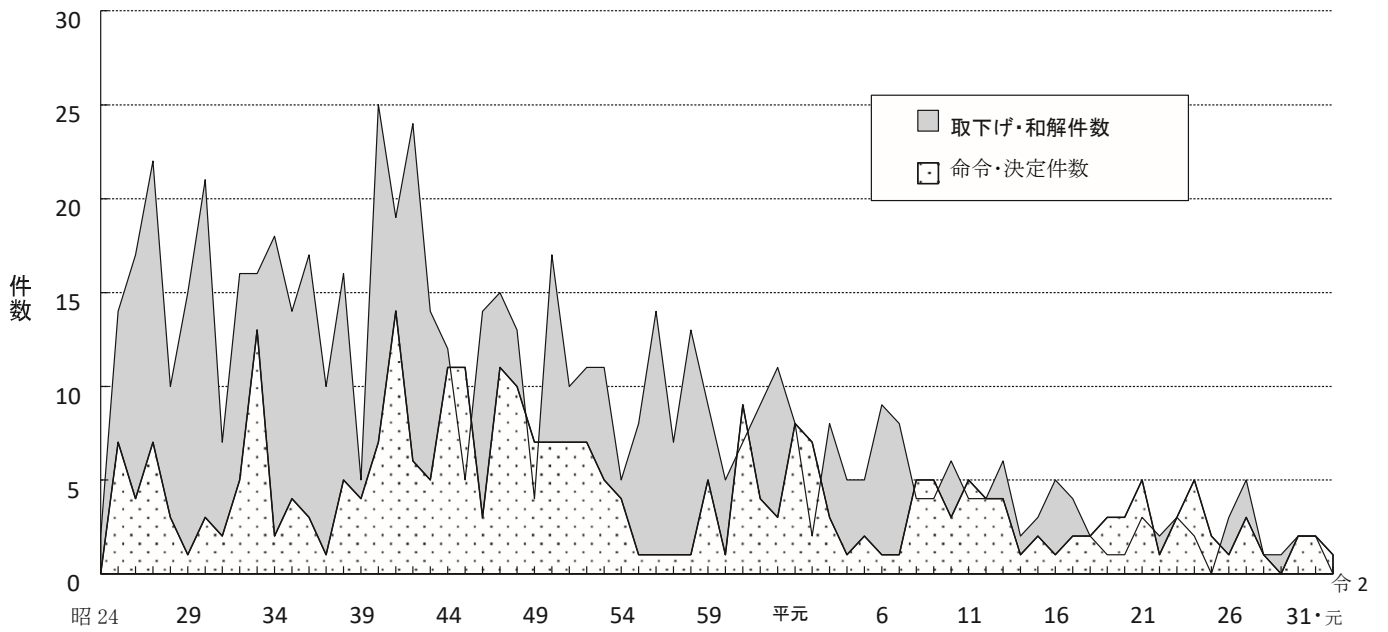
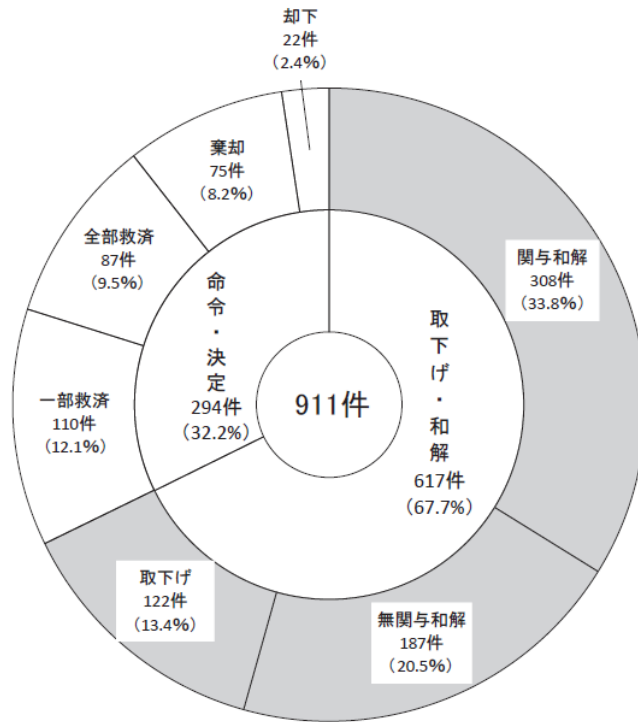
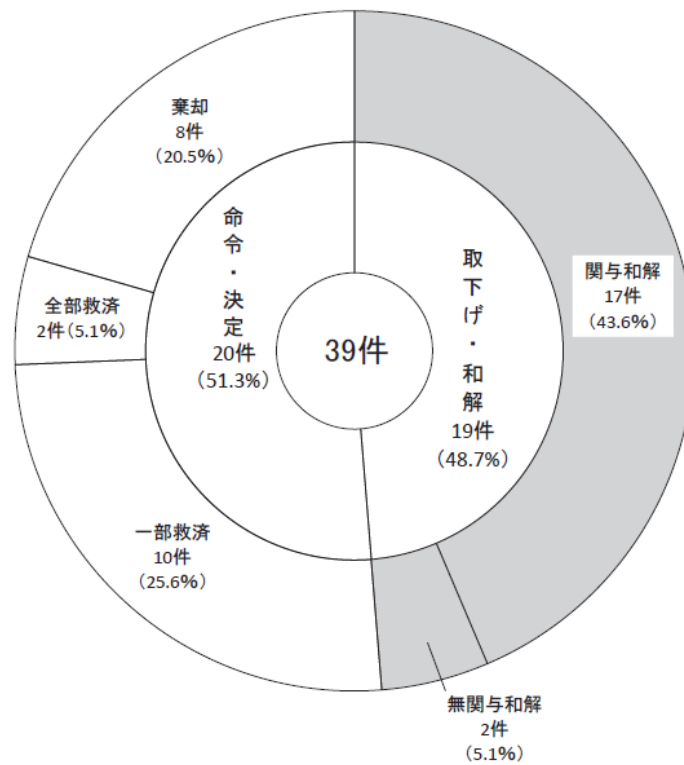


図2 終結状況（昭和24年～令和2年）



(平成23年～令和2年の10年間の再掲)



(注) 内訳は、それぞれ四捨五入しており、全項目の合計が100%にならないことがある。

表 13 不当労働行為事件年別取扱・処理状況

(単位：件)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
24	-	15	15	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	13
25	13	18	31	3	-	11	14	-	1	2	4	7	21	10
26	10	13	23	-	6	11	17	-	-	4	-	4	21	2
27	2	27	29	8	9	5	22	2	-	4	1	7	29	-
28	-	17	17	5	4	1	10	-	-	2	1	3	13	4
29	4	22	26	9	2	4	15	-	-	1	-	1	16	10
30	10	15	25	9	5	7	21	1	-	2	-	3	24	1
31	1	12	13	1	4	2	7	1	-	1	-	2	9	4
32	4	18	22	2	5	9	16	3	-	2	-	5	21	1
33	1	30	31	3	6	7	16	1	6	6	-	13	29	2
34	2	23	25	-	6	12	18	-	1	1	-	2	20	5
35	5	14	19	3	8	3	14	-	2	2	-	4	18	1
36	1	20	21	1	8	8	17	-	2	1	-	3	20	1
37	1	19	20	2	4	4	10	1	-	-	-	1	11	9
38	9	18	27	1	6	9	16	4	1	-	-	5	21	6
39	6	17	23	4	-	1	5	1	3	-	-	4	9	14
40	14	45	59	1	18	6	25	-	5	2	-	7	32	27
41	27	28	55	5	4	10	19	4	4	2	4	14	33	22
42	22	26	48	2	9	13	24	1	4	1	-	6	0	18
43	18	29	47	3	7	4	14	1(1)	3	-	1	5(1)	19(1)	28
44	28	24	52	5	4	3	12	4	5	2	-	11	23	29
45	29	17	46	2	1	2	5	2	9	-	-	11	16	30
46	30	20	50	2	4	8	14	1	2	-	-	3	17	33
47	33	23	56	2	4	9(1)	15(1)	7	3	1	-	11	26(1)	30
48	30	9	39	1	3	9	13	6(2)	4	-	-	10(2)	23(2)	16
49	16	15	31	1	1	2	4	4	3	-	-	7	11	20
50	20	23	43	2	5	10	17	5	1	1	-	7	24	19
51	19	11	30	1	4	5	10	3	4	-	-	7	17	13
52	13	25	38	1	2	8	11	4	1	2	-	7	18	20
53	20	10	30	1	5	5	11	4	1	-	-	5	16	14
54	14	9	23	1	1	3	5	1	2	1	-	4	9	14
55	14	7	21	1	2	5	8	1	-	-	-	1	9	12
56	12	17	29	1	6	7	14	-	1	-	-	1	15	14
57	14	8	22	2	4	1	7	1	-	-	-	1	8	14
58	14	8	22	2	4	7	13	1	-	-	-	1	14	8
59	8	12	20	3	2	4	9	3	1	1	-	5	14	6
60	6	16	22	3	-	2	5	(1)	1	-	-	1(1)	6(1)	16
61	16	18	34	2	1	4	7	3	6	-	-	9	16	18
62	18	22	40	5	-	4	9	2	2	-	-	4	13	27
63	27	9	36	1	2	8	11	1	2	-	-	3	14	22

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					計	
				取 下 げ	無 関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計		
元	22	8	30	3	-	5	8	4	2	2	-	8	16	14
2	14	5	19	1	-	1	2	1	2	4	-	7	9	10
3	10	10	20	1	2	5	8	1	2	-	-	3	11	9
4	9	5	14	-	-	5	5	1	-	-	-	1	6	8
5	8	8	16	2	-	3	5	-	-	2	-	2	7	9
6	9	13	22	4	2	3	9	-	1	-	-	1	10	12
7	12	5	17	-	1	7	8	-	1	-	-	1	9	8
8	8	7	15	1	2	1	4	1	2	2	-	5	9	6
9	6	11	17	1	1	2	4	-	1	-	4	5	9	8
10	8	7	15	-	4	2	6	1	1	-	1	3	9	6
11	6	9	15	-	2	2	4	-	1	2	2	5	9	6
12	6	9	15	1	-	3	4	-	1	1	2	4	8	7
13	7	6	13	3	-	3	6	1	1	2	-	4	10	3
14	3	3	6	1	-	1	2	-	-	1	-	1	3	3
15	3	8	11	1	1	1	3	-	-	2	-	2	5	6
16	6	7	13	1	1	3	5	-	-	-	1	1	6	7
17	7	3	10	1	-	3	4	-	-	2	-	2	6	4
18	4	3	7	-	1	1	2	-	-	2	-	2	4	3
19	3	6	9	-	-	1	1	1	1	1	-	3	4	5
20	5	8	13	-	-	1	1	1	-	2	-	3	4	9
21	9	3	12	-	1	2	3	-	4	-	1	5	8	4
22	4	2	6	-	1	1	2	-	-	1	-	1	3	3
23	3	9	12	-	-	3	3	-	3	-	-	3	6	6
24	6	3	9	-	-	2	2	-	4	1	-	5	7	2
25	2	4	6	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	4
26	4	4	8	-	-	3	3	-	-	1	-	1	4	4
27	4	5	9	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8	1
28	1	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2	-
29	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	5
30	5	3	8	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4	4
31・元	4	2	6	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4	2
2	2	2	4	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	3
計		914		122	187	308(1)	617(1)	87(4)	110	75	22	294(4)	911(5)	

(注) ()内の数字は、分離和解又は分離命令の数で外数である。

(2) 不当労働行為事件に係る審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

令和2年1月から12月までに終結した事件は1件で、同事件の処理日数は647日（約1年9箇月）で、審査の目標である1年6箇月以内の終結については未達成となった。

表14 審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

No	事件番号 事件名 (労組法7条該当号)	申立人 (組合員数)	被申立人 (従業員数) 業種	請求する救済内容	申立年月日 終結年月日	終結状況 (不服申立て)	調査回数 審問回数	尋問証人数		処理 日数	審査委員 労側参与委員 使側参与委員	備考	終結事件の 目標達成の状況	
								申立人 申請	被申立人 申請				達成の 状況	未達成 の理由
1	31-1 Y会社 (2・3号)	X組合 (266)	Y会社 (15) 製造業	文書の交付及び掲示	31. 3. 4 2. 12. 9	一部救済 (再審査)	調査 4 審問 3	2	4	647	土田 師玉 安藤	請求する救済 内容の変更 (元. 7. 27)	未達成	新型コ ロナウ イルス 感染症 に係る 緊急事 態宣言 があった ことから 審問を延 期した ため
2	元-2 Y法人 (1・2・3号)	X組合 (1,562) 個人2名	Y会社 (80) 医療・福祉	1 年度末賞与に係る手 当の未払相当額及び命 令時点以降の支払 2 誠実団体交渉応諾 3 キャリアアップ手当 の未払相当額及び命令 時点以降の支払 4 文書の交付及び掲示	元. 6. 20	審査中	(調査 5) (審問 2)	(3)	(1)	(561)	青木 鍛治 石津	請求する救済 内容の変更 (元. 10. 11) (2. 3. 4) (2. 3. 23)	-	-
3	2-1 Y会社 (1・3号)	X組合 (40)	Y会社 (120) 道路旅客運送業	1 解雇の撤回・原職復 帰 2 自宅待機命令撤回 3 バックペイ 4 組合掲示板の使用 5 文書の掲示	2. 11. 26	審査中	(調査 0) (審問 0)	(0)	(0)	(36)	藤井 山本 南島		-	-

No	事 件 番 号 事 件 名 (労組法7条該当号)	申 立 人 (組 合 員 数)	被 申 立 人 (従 業 員 数) 業 種	請 求 する 救 済 内 容	申 立 年 月 日 終 結 年 月 日	終 結 状 況 (不 服 申 立 て)	調 査 回 数 審 問 回 数	尋 問 証 人 数		処 理 日 数	審 査 委 員 労 側 参 与 委 員 使 側 参 与 委 員	備 考	終 結 事 件 の 目 標 達 成 の 状 況	
								申 立 人 申 請	被 申 立 人 申 請				達 成 の 状 況	未 達 成 の 理 由
4	2-2 Y市 (2号)	X ₁ 組合 (1,430) X ₂ 組合 (44) X ₃ 組合 (6)	Y市 (19,000) 地方公務	1 誠実団体交渉応諾 2 文書の揭示	2.12.23	審査中	(調査 0) (審問 0)	(0)	(0)	(9)	笠井 松本 塩尻		-	-

- (注) 1 審査の目標は1年6箇月以内の終結であり、目標期間達成の状況は令和2年12月31日までに終結した事件についてである。
2 調査・審問回数、尋問証人数及び処理日数のうち()内の数字は、審査中の事件についての申立日から令和2年12月31日までの数字である。

2 再審査事件

(1) 概要

中央労働委員会に係属した当委員会の命令に係る再審査事件は、前年からの繰越事件2件及び新規申立事件1件である。

このうち、1件が棄却により終結し、令和3年に2件が繰り越された。

(2) 再審査事件係属状況一覧表

事件番号	事件名	(再審査) 中央労働委員会			(初審) 京都労委	
		申立人	申立て	審査状況	申立て	終結
(30不再39)	Y会社	使用者	30. 8. 3	2. 11. 25 棄 却	29. 4. 3 (29不1)	30. 7. 26 (一部救済)
(30不再40)		労働者	30. 8. 6			
(元不再51)	Y会社	使用者	元. 10. 2	調査4回	30. 6. 5 (30不1)	元. 9. 19 (全部救済)
(2不再61)	Y会社	使用者	2. 12. 22		31. 3. 4 (31不1)	2. 12. 9 (一部救済)

(注) 事件名は初審のものである。

(3) 再審査事件に係る行政訴訟

当委員会の命令に係る再審査事件に関する中央労働委員会の再審査命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件名	京都労委		中労委		東京地裁	
	申立て	終結	申立て	終結	提起	審理状況
Y会社	29. 4. 3 (29不1)	30. 7. 26 (一部救済)	30. 8. 3 (使) (30不再39) 30. 8. 6 (労) (30不再40)	2. 11. 25 棄 却	2. 12. 23 (使) (2行ウ494)	

3 労働組合の資格審査

(1) 概要

ア 取扱状況

新規申請、係属件数とも前年より増加した。前年は、新規申請4件のうち不当労働行為救済申立てに伴うもの及び法人登記に伴うものが各2件であったのに対し、本年は新規申請11件うち4件が不当労働行為救済申立てに伴うもの、7件が労働者委員の推薦のためのものであった。

表1 取扱状況

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越件数
		前年繰越し	新規申請	計		
28		1	9	10	10	-
29		-	6	6	1	5
30		5	10	15	11	4
31・元		4	4	8	6	2
2		2	11	13	8	5
	計	12	40	52	36	16
	平均	2.4	8.0	10.4	7.2	3.2

イ 新規申請状況

(7) 月別申請件数

新規申請を月別にみると、不当労働行為救済申立てに伴う申請が11月に1件、12月に3件あった。また、労働者委員推薦のための申請が10月に7件あった。

表2 月別申請状況

(単位：件)

年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		28	-	-	-	-	1	-	-	-	-	7	1	-
29	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	2	6	
30	-	-	-	-	-	2	1	-	-	7	-	-	10	
31・元	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	4	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	3	11	
	計	-	-	2	2	2	3	2	-	-	21	2	6	40
	平均	-	-	0.4	0.4	0.4	0.6	0.4	-	-	4.2	0.4	1.2	8.0

(イ) 事由別申請状況

新規申請を事由別にみると、4件が不当労働行為救済申立てに伴うもの、7件が労働者委員推薦のためのものであった。

表3 事由別申請件数

(単位：件)

年	区分	不当労働行為救済申立て	委員推薦	法人登記	労働者供給事業	計
28		1	7	1	-	9
29		6	-	-	-	6
30		3	7	-	-	10
31・元		2	-	2	-	4
2		4	7	-	-	11
	計	16	21	3	-	40
	平均	3.2	4.2	0.6	-	8.0

ウ 終結案件の状況

(7) 終結状況

終結状況をみると、8件全てについて適格として認定された。

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	資格あり				資格なし	取下げ	終了	計	
		不	委	法	労					小計
28		1	7	1	-	9	-	-	1	10
29		-	-	-	-	-	-	-	1	1
30		2	7	-	-	9	-	-	2	11
31・元		2	-	2	-	4	-	-	2	6
2		1	7	-	-	8	-	-	-	8
	計	6	21	3	-	30	-	-	6	36
	平均	1.2	4.2	0.6	-	6.0	-	-	1.2	7.2

(注) 不………不当労働行為救済申立てに伴うもの

委………労働者委員推薦のためのもの

法………法人登記申請を目的としたもの

労………労働者供給事業のためのもの

(イ) 終結案件の処理日数

前年と比べて総平均処理日数は減少した。これは、処理日数が少ない労働者委員推薦のための資格審査の申請が多かったことによる。

表5 終結案件の処理日数

(単位：日、件)

区分 年	不当労働行為救済申立てに伴う申請 平均 処理 日数	処理日数区分別件数					平均 処理 日数	左記以外の事由に係る申請 処理日数区分別件数					総平均 処 理 日 数
		14	15	31	91	181		7	8	15	31	61	
		日 以 下	日 30 日	日 90 日	日 180 日	日 以 上		日 以 下	日 14 日	日 30 日	日 60 日	日 以 上	
28	285.0	-	-	1	-	1	8.8	1	6	1	-	-	64.0
29	187.0	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	187.0
30	337.8	-	-	-	1	3	5.6	5	2	-	-	-	126.4
31・元	491.0	-	-	-	-	4	22.5	-	1	1	-	-	334.8
2	647.0	-	-	-	-	1	7.0	5	2	-	-	-	87.0
計		-	-	1	1	10		11	11	2	-	-	
平均	393.3	-	-	0.2	0.2	2.0	8.5	2.2	2.2	0.4	-	-	136.7

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

(2) 労働組合資格審査一覧表

組 合 名	申請理由	申請年月日	決定年月日	終結年月日	終結区分	処理日数(日)
X組合	不	31. 3. 4	2. 11. 13	2. 12. 9	認証	647
X組合	不	元. 6. 20				
X組合	委	2. 10. 12	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	12
X組合	委	2. 10. 12	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	12
X組合	委	2. 10. 19	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	5
X組合	委	2. 10. 19	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	5
X組合	委	2. 10. 19	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	5
X組合	委	2. 10. 19	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	5
X組合	委	2. 10. 19	2. 10. 23	2. 10. 23	認証	5
X組合	不	2. 11. 26				
X組合	不	2. 12. 23				
X組合	不	2. 12. 23				
X組合	不	2. 12. 23				

(注) 不…不当労働行為救済申立てに伴うもの 委…労働者委員推薦のためのもの